

(案)

# 救護施設札幌市公営施設あけぼの荘2階居室 修繕業務仕様書

## 1 業務名

救護施設札幌市公営施設あけぼの荘2階居室修繕業務

## 2 委託者（担当課）

札幌市保健福祉局保護課

所在 札幌市中央区北1条西2丁目（3階北）

電話 011-211-2992 FAX011-218-5180

## 3 業務対象施設名及び場所

施設名 救護施設札幌市あけぼの荘

住所 札幌市白石区平和通4丁目南3番6号

## 4 業務の目的

救護施設とは、生活保護法に基づき、身体や精神の障がい、何らかの課題を抱えていて、生活上の問題のために日常生活を営むことが困難な方々が入所し、健康で安心して生活しながら自立を目指す福祉施設である。

本業務は、救護施設札幌市公営施設あけぼの荘2階居室について、押入れの撤去、全室ベッド導入のためのタイルカーペットの張り替え、及びカーテンレールを設置する等の修繕を行うことにより、バリアフリー化とプライバシー確保を図り、これからの社会的需要に応えられる体制を構築することを目的とする。

## 5 契約期間

契約日から令和6年3月31日（日）まで。

## 6 業務履行場所

別紙1見取り図のとおり。

## 7 業務内容

### (1) 業務の範囲

本業務は、次の4つを実施する。なお、ア及びイについては18室、ウ及びエについては全20室を対象とする。

ア 押入れ収納庫・戸棚の撤去による居室スペースの拡大

イ 居室スペース拡大後の天井・壁面の仕上げ

ウ 手摺の撤去及び撤去後の壁面補修

エ 天井へのカーテンレールの設置

(案)

(2) 修繕業務内訳

修繕後の室内のレイアウトは見取り図（別紙1）のとおりとする。

| 名称  | 適用  |
|---|---|
| <b>【仮設、家具解体撤去】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・家具解体撤去（手摺含む）</li><li>・ゴミ処理</li><li>・荷上げ、荷下ろし</li></ul>  |   |
| <b>【家具撤去後壁面補修】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・モルタルコテ仕上げ</li><li>・軽量(壁)＋プラスターボード12,5mm</li><li>・軽量(天井)＋プラスターボード9.5mm貼替（カーテンレール下地）</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>・引戸裏×18カ所</li><li>・収納庫等撤去枠取合、下り壁、手摺撤去部×18カ所</li><li>・20カ所</li></ul>   |
| <b>【内装仕上げ】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・床タイルカーペット（剥がし共）<br/>203号室～220号室</li><li>・壁クロス（1000番クラス以上）<br/>201号室～202号室<br/>203号室～220号室</li><li>・天井クロス（1000番クラス以上）</li><li>・天井点検口取付け（電気配線用）</li><li>・カーテンレールの設置<br/>（※カーテンレールはL字型のものを設置する。）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・18.1㎡×18カ所</li><li>(1)色がグレー、ネイビー、ブラウン等のダーク系の単一色であること。</li><li>(2)大きさが500×500mmであること。</li><li>(3)厚さが5.0～6.5mm程度であること。</li><li>(4)素材がポリプロピレン、またはナイロンであること。</li><li>(5)パイルの長さが3.0～3.5mm程度であること。</li><li>(6)防炎・制電機能があること。</li><li>・11㎡×2カ所</li><li>・40.9㎡×18カ所</li><li>・18.1㎡×20カ所</li><li>・450角×18カ所</li><li>・3人部屋×16カ所</li><li>・2人部屋×4カ所<br/>詳細下記の通り</li></ul> |

(案)

|  |   |
|--|---|
|  | <p>3 人部屋<br/>2460mm×1950mm×2×16 室<br/>3000mm×1550mm×1×16 室</p> <p>2 人部屋<br/>3550mm×1950mm×2×4 室</p> <p>(1)色がホワイトであること。<br/>(2)素材はアルミ、スチール、ステンレス等の金属で、軽くて丈夫なものであること。</p> |
| <p>【雑工事】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・美装</li></ul> <p>203～220 号室</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・養生（シート 3 室分）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・18 カ所</li></ul>  |
| <p>【諸経費】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現場管理費</li><li>・法定福利費</li><li>・その他諸経費</li></ul>   |   |

(3) 特記事項

ア 作業可能時間帯について

本業務に係る現場での作業は、原則として平日 9:00～17:00 の間に行うこと。ただし、休日および夜間作業が必要な場合は、委託者と事前に協議を行うこと。

なお、作業期間中は居住者の居住スペース確保のため、最大 3 室ずつ施工を行うこと。

イ 施設内での配慮について

本施設は配慮が必要な方が多く入居していることから、作業時に際しては充分留意すること。

ウ 電気工事施工業者との調整について

本業務の施工期間に併せて、運営法人が独自事業として 18 部屋（203～220 号室）の電気工事（コンセント・TV 端子の増設等）を行う予定である。受託業者は、運営法人が契約する電気工事施工業者と十分な調整を図った上で、作業を行うこと。

エ その他

詳細は委託者の指示による。

8 一般事項

- (1) 受託者の作業従事者は、作業場所においては身分証明書提示もしくは腕章等着用し、本業務の作業員であることが判別できるようにすること。
- (2) 受託者は業務履行場所である施設の防災、保安等の規定を遵守すること。

(案)

- (3) 受託者は、施設に入場する場合は感染症対策のため、必ずマスクを着用し、検温や手指消毒を徹底すること。
- (4) 作業の実施にあたっては事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。
- (5) 作業実施に伴う騒音や振動等により、施設入居者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。
- (6) 業務の実施にあたり、備品、設備、提示物等を破損し、または破損個所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。
- (7) 業務の実施に必要な消耗品は、受託者の負担とする。
- (8) 「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に基づき、揮発性有機化合物等を含まない、又は発散量が少ない材料を使用するとともに、居室内の空気環境の安全等を確認すること。

## 9 環境負荷低減事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

## 10 受託者の負担の範囲

業務の実施に必要な消耗品は、受託者の負担とする。

## 11 提出書類

業務完了後、速やかに以下の書類及びデータを提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 業務写真
- (3) その他、委託者の指示するもの

## 12 その他

- (1) 受託者は、現場作業を実施する前に、入居者に対して概要を説明する必要があることを了承すること。入居者への説明は、発注者で行うことも想定されるので、協議により決定する。
- (2) 各種作業にあたっては、法令等を遵守すること。また、作業に伴い必要な申請は受託者の負担にて行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。